

## 仏生寺公民館 館則

(名称および事務所)

第1条 この公民館は、仏生寺公民館と称する。

第2条 この公民館の事務局は、仏生寺公民館に置く。

(会 員)

第3条 この公民館は、仏生寺地区住民をもって構成する。

(目 的)

第4条 この館則は、仏生寺地区住民のために教養の向上、健康の増進、情操の純化を図るとともに、民主的な明るい、住みよい地域づくりを目的とし、公民館の管理・運営に関し、必要な事項を定める。

(事 業)

第5条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(役員及び任務)

第6条 公民館に次の役員を置く。

館 長	1名
審議委員	若干名
主 事	1名
監 事	2名

- (1) 館長は、館を代表し館務を統理する。(但し、館長事故ある時は、自治振興委員長が、館務を代行する。)
- (2) 審議委員は、館長の諮問に応じ、事業の企画につき、調査審議する。
- (3) 主事は、事業の実施並びに館務を処理する。
- (4) 監事は、経理を監査する。

(顧 問)

第7条 この館の運営について諮問するために、顧問を置くことが出来る。顧問は館長が委嘱する。

(会 議)

第8条 この公民館の会議は随時開催し、館長が招集して議事を進める。

(経 費)

第9条 公民館の経費は、仏生寺地区住民の助成金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第10条 この公民館の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(審議委員会)

第11条 審議委員会は、原則として3月に行う。審議委員総会は、事業予算について審議し、承認を受けるものとする。

附 則

第1条 この館則を変更するときは、審議委員総会の決議・承認を要する。

第2条 審議委員は、各種団体長をもって構成する。

第3条 公民館には次の帳簿を備える。

1、館則 2、審議委員名簿 3、会計簿 4、記録簿

第4条 公民館に必要な細則は、審議委員総会で決める。

第5条 監査委員は、自治振興委員代表が当たる。

第6条 館長は、審議委員総会で推薦され、自治振興委員会の承認を受ける。

第7条 館長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

この館則は、平成25年4月1日より施行する。